



島根県報

令和2年7月21日（火）

第 125 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	2
特定農業用ため池の指定	(農 地 整 備 課)	2
補助金等交付規則第3条の規定により製材等木材加工場に係る島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示	(林 業 課)	2
漁業災害補償法の規定による同意	(水 産 課)	5

【公 告】

公共測量の実施（2件）	(技 術 管 理 課)	5
-------------	-------------	---

【公安告示】

施設警備業務1級検定及び施設警備業務2級検定の実施	(警 察 本 部)	6
---------------------------	-----------	---

告 示**島根県告示第478号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年7月21日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ころね訪問看護ステーション大津新崎	出雲市大津新崎町三丁目18番地	令和2年6月25日
くすりのさかい	隠岐郡隠岐の島町城北町376 サンテラス内	令和2年7月1日

島根県告示第479号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年7月21日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
D・C・B薬局出雲大塚店	出雲市大塚町749	令和元年10月31日

島根県告示第480号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、浜田市土地改良区の定款変更を令和2年7月14日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年7月21日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第481号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、令和2年7月10日付けで特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

なお、指定した特定農業用ため池の名称及び所在地の一覧は、島根県農林水産部農地整備課のホームページに掲載する。

令和2年7月21日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第482号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、製材等木材加工場に係る島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

令和2年7月21日

1 補助金等の名称

製材等木材加工場に係る島根県企業立地促進助成金（以下「助成金」という。）

2 交付の目的

製材等木材加工を行う企業が県内に立地する際の経費に対して助成を行い、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的とする。

3 用語の定義

- (1) 認定企業 島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による計画の認定を受けた企業をいう。
- (2) 助成対象期間 島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第5条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）が受理された日から助成金の交付を申請する日までの期間をいう。
- (3) 増加固定資本額 規則第3条第1項第1号アに規定する投下固定資本のうち、認定企業が助成対象期間に新たに取得した投下固定資本（当該認定企業が同企業に全額出資している企業（主たる事務所が県外にあるものに限る。）の投下固定資本を借用する場合又は認定企業が法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2に規定するリース取引を行い、かつ、売買取引に準ずる会計処理を行った場合若しくは認定企業（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社並びに会計監査人を設置する会社及びその子会社を除く。）が賃貸借取引に準ずる会計処理を行った場合にあっては、当該投下固定資本を含む。）に係る経費の総額をいう。
- (4) 常用従業員 雇用期間の定めのない従業員及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号の継続雇用制度により雇用される従業員（同条第2項の規定により継続雇用制度に含まれるものとされる制度により雇用される従業員を含む。）で知事が認めるものをいう。
- (5) 増加常用従業員 申請書が受理された日その他の知事が別に定める時点に比べ、認定企業又は認定企業が資本金の全額を出資する企業（以下「全額出資企業」という。）が助成対象期間に立地に伴い増加させた常用従業員をいう。
- (6) 新規学卒就職者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他知事が認める機関を卒業等した者であって、卒業等後1年以内に初めて常用従業員となったもの（県内に住所を有する者に限る。）
- (7) U I ターン就職者 県外から県内に住所を移転した者であって、その移転の日又は県外の事業所を離職した日のいずれか遅い日から6月以内に初めて常用従業員となったもの（(6)に該当する者を除く。）

4 交付の対象となる者

県内で生産される木材の製材又は加工を営む認定企業であって、次に掲げる場合に応じて次に定める要件を備えたものの

- (1) 規則第3条第1項第1号に掲げる場合 増加固定資本額が3億円以上であって、増加常用従業員の数（以下「増加常用従業員数」という。）が10人以上であること。
- (2) 規則第3条第1項第1号の2に掲げる場合 増加固定資本額が5,000万円以上であって、増加常用従業員数が5人以上（登記上、県内に本拠を置く企業（発行済株式又は出資価額の所有割合が最も大きい企業又は個人が県外に本拠を置く場合を除く。）が事業の拡大を行う場合にあっては、3人以上）であること。

5 助成金の交付の対象及び額

(1) 交付の対象

増加固定資本額（助成金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の財源の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。以下同じ。）及び増加常用従業員に係る経費

(2) 交付の額

次のア及びイに掲げる額の合計額又はア及びウに掲げる額の合計額とする。

ア 増加固定資本額に、別表第1の立地の区分欄に応じ同表の助成率欄に掲げる助成率に別表第2の立地の区分欄及

び要件欄に応じ同表の加算する助成率欄に掲げる助成率を加えた率を乗じて得た額（その額が7億円を超える場合は、7億円。ただし、別表第3の立地の区分欄に該当する場合は、7億円に同表の上限額の加算欄に掲げる額をそれぞれ加算した額）

イ 増加常用従業員数（全額出資企業の増加常用従業員数を除く。）のうち新規学卒就職者及びU I ターン就職者の合計数に100万円を乗じて得た額

ウ 島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）第2条に規定する中山間地域及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域（以下「中山間地域等」という。）に所在し、かつ、資本金の額が3億円以下又は常用従業員の数が300人以下の企業（別表第4の1の項から3の項までのいずれかに該当する場合を除く。以下「中小企業」という。）の増加常用従業員数（全額出資企業の増加常用従業員数を除く。）のうち新規学卒就職者及びU I ターン就職者の合計数に130万円を乗じて得た額

6 助成金の交付

助成金の交付決定のあった年度の当該助成金の交付限度額は2億円とし、当該助成金の額が2億円を超える場合にあっては、2億円を超える部分の助成金について、交付決定のあった年度の翌年度以降に各年度2億円を限度として分割して交付するものとする。

7 財産処分の制限

助成金の交付を受けた認定企業は、助成額の算定の基礎となった土地、建物又は償却資産をその交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、又は担保に供しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、助成金の交付決定日から7年を経過した場合は、この限りでない。

8 助成金の返還等

知事は、助成金の交付を受けた認定企業が、条例第8条第2項に定める場合のほか、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって助成金の交付を受けたことが明らかであること。

(2) 助成金の交付決定日から7年以内に、業績が悪化していない状況において、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したこと（企業の責めに帰すべき事由によらない場合を除く。）。

別表第1

立地の区分	助成率
1 県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を借用する場合を含む。）（以下「県外新規立地」という。）	15パーセント
2 県内に事業所を有する認定企業（以下「県内企業」という。）が、建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合（以下「県内増設」という。）	5パーセント
3 県内企業が、償却資産のみを増設する場合（以下「償却資産の増」という。）	5パーセント

備考 生産施設とは、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第1号に規定する生産施設をいう。

別表第2

立地の区分	要件	加算する助成率
1 県外新規立地の場合	高品質・高付加価値製品率が特に高いと認められる企業	各要件につき5パーセント (最大15パーセント)
	将来に向けた産業構想の基礎となる取組が認められる企業	
	県外への出荷が多いと認められる企業	
	県内産業への波及効果が高いと認められる企業	
	中山間地域等に立地する企業	
2 県内増設又は償却資産の増の場合	高品質・高付加価値製品率が特に高いと認められる企業	各要件につき5パーセント (最大10パーセント)
	将来に向けた産業構想の基礎となる取組が認められる企業	

	中山間地域等に立地する企業	
--	---------------	--

備考 複数の要件に該当する場合は、合算した助成率を加算する。

別表第3

立地の区分	上限額の加算
1 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡又は隠岐郡に立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもの	3億円
2 県営工業団地に新たに立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもので、その事業内容が本県の地域振興に特に大きく寄与すると知事が認めたもの	2億円

別表第4

- 1 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める中小企業者の範囲を超えるものをいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
- 2 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- 3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

島根県告示第483号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和2年7月21日

島根県知事 丸山達也

- 1 加入区の名称
海士町
- 2 加入区の区域
海士町漁業協同組合の地区の区域
- 3 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年7月21日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類
公共測量（MMSによるデータ計測）
- 2 作業期間
令和2年7月2日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域
松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について県中央県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年7月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和2年6月15日から令和3年9月30日まで

3 作業地域

邑智郡邑南町中野地内

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第84号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和2年7月21日

島根県公安委員会委員長 上 代 裕 一

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
施設警備業務1級	学科試験	令和2年11月11日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和2年12月17日（木）午前9時から午後5時まで	
施設警備業務2級	学科試験	令和2年11月11日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和2年12月3日（木）午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 施設警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。

	○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
--	--

(2) 施設警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 施設警備業務1級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務2級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和2年10月19日（月）から同月23日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

申請者の住所地を管轄する島根県内の各警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面 1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定

書の写し 1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受験票の交付

受験票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。